

改正

2024年1月1日から義務化！
保存先はお決まりですか？

電子帳簿保存法

お悩みを解決【電子取引編】

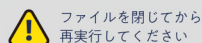
電子データで受領した請求書・領収書・契約書・見積書は
電子データで保存が必要に！



こんなお悩みはありませんか？

検索性の確保

ファイル名の変更は
手間や入力ミスが心配



ファイルを閉じてから
再実行してください



20230112_159000_〇〇交通.pdf

真実性の確保

細かな事務処理規定に
沿った運用は大変



保存先の確保

保存先はパソコンで大丈夫？



C・S・Rが電子取引の保存に関するお悩みを解決！

C・S・Rが提供するサービスは…



- 📄 大容量・高性能で長期保存も安心
- 🔍 データの検索・管理が効率的
- ★ 真実性の確保も簡単

注：「電子取引」とは、取引情報 *1 の授受を電子的 *2 に行う取引を指します。

*1 取引に関して受領または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、
その他これらに準ずる書類に通常記載される事項。

*2 EDI、インターネット、電子メール（添付ファイル含む）、Web サイト等により授受する方式

注：令和5年度税制改正大綱で電子帳簿保存法制度の見直しが示されました。
今後の関連法の改正により新たな緩和措置や猶予措置が設けられる見込みです。

株式会社 C・S・R

連絡先：0120-723-105

お気軽にご相談ください。

※「電子帳簿保存法についてのチラシを
見て連絡した」とお伝えいただくと
スムーズです。